

裁 決 書

130

審査請求人

住 所

氏 名

処 分 庁

福祉事務所長

平成23年5月26日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく保護費の返還額の決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分のうち、高額療養費の受給を理由とする部分（59,360円の返還を決定した部分）は、これを取り消す。

本件審査請求のその余の部分は、棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成23年3月28日付けで行った法第63条に基づく返還額の決定処分を不服とし、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件処分は、請求人の年金記録の訂正により支給された差額、請求人の妻（以下「妻」という。）の高額療養費の支給額及び請求人の年金の誤認定による過支給額の計1,357,331円の返還を求めるものであるが、本件審査請求の理由は要するに次のとおりであり、請求人はこれらの点から本件処分は違法又は不当であると主張していると解される。

- (1) 生活保護開始前に滞納していた税金、保険料や水道料等の請求書が増えたため、生活保護の前担当ケースワーカーに「これ以上払えない。」と説明したところ「年金がよけいに入るので、それで払ってください。」と言われたので払ったこと。

(2) 年金の管理は処分庁が厚意で行っていると思っていたこと。

(3) 年金と生活保護費で生活しており、預金がなく返還できないこと。

具
事
事

第2 処分庁の弁明

請求人は「前担当ケースワーカーに指導されたとおり保険料と税金の滞納分の支払いに使いました。」と主張しているが、前担当ケースワーカーが、請求人の借金や滞納に関し「そのままにせず、払えるときに払った方がいいのではないか。」と助言指導したものは、一般的、常識的な話として「借りたものは返さないといけない。」という意味でしたものに過ぎず、具体的に当該年金記録の訂正により支給された差額等からの支払いを示すものではない。まして年金記録の訂正による差額等を受給予定であったことは全く知らなかったものであり、請求人からの報告もなかった。

一方、生活保護受給中に得た年金記録の訂正による差額等から過去の保険料と税金の滞納分を支払ったとしても、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。よって、受給額全額に相当する保護費の返還を決定したものである。

仮に、請求人の得た収入から何らかの控除されるべき額があるのであれば、請求人は実施機関に対し報告する必要がある、年金記録の訂正により支給された差額等の用途について明らかにすべきである。

請求人は、生活保護法第61条の届出義務に反しており、その主張は保護費返還決定を無効とする理由にはならず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審査庁の認定事実

(1) 処分庁は、請求人に対し、平成20年2月29日から法による保護を開始したこと。

(2) 処分庁は、平成20年4月14日に、[redacted]福祉事務所[redacted]担当者から請求人の平成19年度の介護保険料が全額未納となっていることを確認したこと。

また、請求人に架電し、介護保険料の納付書を送付するので、できるだけ滞納分を納付するよう指導したこと。これに対し請求人は「できるだけ頑張ってみる。」と答えたこと。

(3) 処分庁は、平成21年6月17日に請求人から電話を受け、年金振込通知書を送ってもらうとしたこと。

(4) 処分庁は、平成21年6月18日に家庭訪問し、妻から年金振込通知書を受け取った。なお、請求人分の通知書は見当たらず、請求人から「額は変わらない。」と聞いたこと。

また、滞納している水道料を一括で納付してもらうことで了解を得たこと。

(5) 処分庁は、平成22年6月に行った課税状況調査で、請求人の平成21年中の年金収入額が福祉事務所の認定額を上回っているのを確認したこと。

(6) 処分庁は、平成22年7月20日に[redacted]年金事務所を訪問し、請求人の年金記録が訂正され、差額分が支給されていることを確認したこと。

- (7) 処分庁は、平成22年8月23日に■■■年金事務所の相談員に架電し、請求人の年金記録の訂正状況一覧表の作成を依頼したこと。

この依頼に基づき、■■■年金事務所が作成し、処分庁が平成22年8月27日に受理した資料により、年金記録の訂正による差額として、平成21年4月15日に平成15年2月分から平成21年1月分までの584,249円、平成21年5月15日に平成11年6月分から平成15年1月分までの542,300円を請求人が受給しているのを確認したこと。

- (8) 処分庁は、平成22年7月13日以降の家庭訪問及び平成22年8月2日に請求人から提出された遅延特別加算金支払決定通知書の写し及び預金通帳の写しにより、平成22年7月15日に遅延特別加算金9,219円を請求人が受給しているのを確認したこと。

- (9) 処分庁は、請求人が平成21年10月29日に、妻の平成20年2月の診療に係る高額療養費として59,360円を受給したのを確認したこと。

- (10) 処分庁は、請求人の年金の誤認定が発生し、①平成20年3月分は32,725円を多く、②平成20年4月から平成21年3月までの12カ月間は月3,000円を少なく、③平成21年4月から平成22年7月までの16カ月間は月9,933円を少なく認定していたことから、合計162,203円の過支給額が発生していることを確認したこと。

- (11) 処分庁は、平成22年12月9日に家庭訪問した際、平成21年に年金記録の訂正による差額等が支給されており、返還となることを伝えたこと。

これに対し請求人は、「前担当ケースワーカーから「いっぱい入るから滞納している分を払った方がいい。」と言われたので、それに従い税金や公共料金の滞納分を支払った、前担当ケースワーカーがそう言ってから止まっていた請求書が届き始めたので、福祉事務所では年金が入ることをすべてわかっていたはずである。担当ケースワーカーが変わったのに、なぜ前担当時代のことを蒸し返すのか。」と返還に難色を示したこと。

処分庁は、返還についてはまた相談させてもらおうと請求人に伝えたこと。

- (12) 処分庁は、平成23年3月24日に家庭訪問した際、年金記録の訂正により支給された差額、妻の高額療養費の支給額及び請求人の年金の誤認定による過支給額の合計約135万円を返還してもらわなければならないと請求人に説明したこと。

これに対し請求人は「当時の担当ケースワーカーから請求が来た分を払わなければ認定（請求人によれば生活保護のこと）を取り消すと言われた。それまで止まっていた請求書が年金記録の訂正による差額の受給と同時期に届いたので、税や水道料の滞納分の支払いに回してしまった。福祉事務所と税務等の連絡が取れていたため、このようなことになっているし、厚意だと思っていた。それを今返せと言われても困る、生活に余裕がない。困っているから生活保護を申請したのに、滞納分を請求するのはずるいやり方だ。」と処分庁を非難したこと。

処分庁は請求人に対し、返還に応じられないことはわかったが、年金記録の訂正に

よる差額の受給等があることは認めるかと質問したところ「それは認める。」と聞いたこと。

- (13) 処分庁は、平成23年3月24日にケース診断会議を開催し、請求人の年金記録の訂正により支給された差額、妻の高額療養費の支給額及び請求人の年金の誤認定による過支給額の合計1,357,331円について、生活保護法第63条により返還を求めることとしたこと。

- (14) 処分庁は、平成23年5月23日に家庭訪問し、63条返還の方法について訪ねたところ、請求人から「返還を認めたわけではない、この間は担当ケースワーカーから10年かかれば払えると言われカチンときた。通知から2カ月たっていないので知事に言ってやる。前担当ケースワーカーから年金が入ったら税金や水道代、介護保険料など滞納分を支払った方がよいと言われ、払わないと保護を打ち切られると思い払った。残っていない。」と返答があったこと。

これに対し処分庁は、督促状を発行すると話したこと。また、次回訪問時までおおまかな額でいいので、何に使ったかメモしておくよう請求人に伝えたこと。

第4 判断

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定していることから、本件について検討する。

- (1) 請求人の年金記録の訂正により支給された差額について検討する。「生活保護受給者の年金記録問題」への対応について（平成19年12月28日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長通知）によれば、（1）遡及して支給された年金のうち、5年以内の年金については従来どおり、法第63条に基づく費用返還請求の対象とし、（2）5年以上前の年金については、法第63条による返還対象とせず、保護の要否の判定、あるいは保護費の算定上、支給月において収入認定するものとして取り扱うこととされている。

本件処分を見ると、認定事実（7）及び（8）のとおり、請求人の年金記録の訂正により支給された差額1,135,768円のうち、584,249円は法第63条返還の対象となることは明らかである。

また、542,300円は支給月である平成21年5月に収入認定すべきであるが、認定事実（6）のとおり、処分庁が差額の支給されたことを確認したのは平成22年7月であり、よって処分庁が法第63条の対象としたことはやむを得ない。

なお、遅延特別加算金9,219円については支給月である平成22年7月から遅滞なく収入認定されるべきものだが、法第63条の対象とすることは違法又は不当とまではいえない。

- (2) 次に、妻の高額療養費の支給額について検討する。認定事実（9）のとおり、平成

21年10月に請求人に対し高額療養費59,360円が支給されているが、処分庁は、保護開始前の平成20年2月の妻の受診により保護開始時に資力が発生したとして法第63条返還の対象としている。しかし、受診の時点では高額療養費の支給は客観的に確



実性を有しないことから、資力の発生は医療費の支払いが完納した時点と考えられる。本件を見ると、保護開始前の診療にかかる医療費の未納分がいつ納付されたかが問題となるが、審査庁の調査の結果、請求人は医療費の未納分を保護開始後の平成20年1月5日から平成21年6月1日までに医療保険対象外の費用を含む107,760円を分納していることが判明している。

よって、請求人は生活扶助費等の中から未納分を支払い、自己負担限度額を超えた59,360円を高額療養費として受給していることから、保護開始時において資力は発生しておらず、また保護開始後も新たな資力は発生していないものと解される。

以上により、本件処分のうち、高額療養費の支給額59,360円に相当する額を返還すべきとした部分を取り消す。

(3) 次に、請求人の年金の誤認定による過支給額について検討する。「生活保護法の解釈と運用」(昭和26年刊行厚生省社会局保護課長小山進次郎著)によれば、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って不当に高額の決定をした場合等も、法第63条に基づき返還の義務があるとしていることから、処分庁による年金の誤認定により発生した過支給額を返還の対象とすることは問題がない。

(4) 次に、返還額を決定する際に、自立更生のための費用を本来の要返還額から一部控除できるかどうかを検討する。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-5によれば、法第63条に基づく返還額を決定する際に、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとする一方、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような次の5つの場合については、それぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとしている。

ア 盗難等の不可抗力による消失した額。(事実が証明されるものに限る。)

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額。(保護基準額以内の額に限る。)

ウ 当該収入が「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(3)に該当するものにあっては、課第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱いして差し支えない。)

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

①いわゆる浪費した額

②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額

③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額

オ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。

本件について、請求人は「税金、保険料や水道料等の支払いに充てた。」と主張することから上記ア、イには該当せず、年金記録の訂正による差額等の受給後も保護が継続されていることから上記オにも該当しない。

年金記録の訂正により支給された差額等は、次官通知第8の3の(3)に列挙されているもののいずれにも該当しないことから、上記ウにも該当しない。

請求人の主張する「税金、保険料や水道料等の支払い」は請求人の保護開始前の債務の返済であり、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途」に該当すると認めることはできないことから、上記エにも該当しない。

以上から、本来の要返還額から一部控除できる自立更生のための費用はないものと認められる。

(5) なお、請求人は、「年金については処分庁により管理されていると認識していた。」と主張しているが、法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

ここでいう「収入」は保護費を除いての広い意義において用いられていることから、請求人の年金記録の訂正により支給された差額及び妻の高額療養費の支給額については、請求人が届け出する義務がある。

(6) また、請求人は、「年金と生活保護費で生活しており、預金がなく返還できない。」と主張するが、請求人が年金記録の訂正による差額等を受給した時点で資力があると認められることから、法第63条に基づき、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないものである。

なお、認定事実(5)のとおり、処分庁は、年金記録の訂正により支給された差額等について、請求人からの届け出でなく平成22年6月に実施した課税状況調査により把握したものだが、請求人に対し、保護制度の正しい理解の促進及び届け出の義務等についての適切な助言、指導を徹底されたい。

また、認定事実(7)、(8)及び(13)のとおり、処分庁は、平成22年8月に請求人が年金記録の訂正による差額を受給している事実及びその金額を確認してから法第63条に基づく返還額の決定処分を行うまで約7カ月を要しているが、迅速な実態

把握及び事務手続きに努められたい。

さらに、処分庁の年金の誤認定により、請求人に対する過支給額が生じているが、請求人の協力を得ながら、適正に事務処理を進められたい。

第5 結論

以上のとおり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成23年8月9日

秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。